さいたま市告示第１６６６号

令和８年さいたま市議会９月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１０月３０日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第３号）
2　令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
3　令和８年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
4　令和８年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
5　令和８年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
6　令和８年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
7　令和８年度さいたま市病院事業会計補正予算（第１号）
8　令和８年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第２号）
9　令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第４号）
10　令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第１４４号

令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，３７６，９１８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２６，６７５，１９３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の追加は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の変更は、「第５表　地方債補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13 地方特例交付金		5,417,000	483,608	5,900,608
	1 地方特例交付金	5,416,000	483,608	5,899,608
14 地方交付税		13,400,000	8,995,655	22,395,655
	1 地方交付税	13,400,000	8,995,655	22,395,655
18 国庫支出金		149,483,779	△4,289,923	145,193,856
	2 国庫補助金	23,105,781	△4,289,923	18,815,858
19 県支出金		41,866,475	326,360	42,192,835
	1 県負担金	31,777,821	186,357	31,964,178
	2 県補助金	7,485,747	140,003	7,625,750
22 繰 入 金		28,974,548	2,213,580	31,188,128
	1 基金繰入金	28,974,548	2,123,924	31,098,472
	2 特別会計繰入金	0	89,656	89,656
23 繰 越 金		1	6,881,138	6,881,139
	1 繰 越 金	1	6,881,138	6,881,139
25 市　　債		54,084,700	△5,233,500	48,851,200
	1 市　　債	54,084,700	△5,233,500	48,851,200
歳　　入　　合　　計		717,298,275	9,376,918	726,675,193

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総 務 費		67,295,870	16,779,387	84,075,257
	1 総務管理費	36,419,261	16,767,262	53,186,523
	2 企 画 費	15,832,470	6,900	15,839,370
	4 戸籍住民基本台帳費	3,757,058	5,225	3,762,283
3 民 生 費		283,860,141	2,939,179	286,799,320
	1 社会福祉費	3,066,080	20,694	3,086,774
	2 障害者福祉費	64,009,219	359,180	64,368,399
	3 老人福祉費	21,354,652	99,677	21,454,329
	4 児童福祉費	130,907,438	2,427,223	133,334,661
	5 生活保護費	39,225,764	24,982	39,250,746
	6 介護保険費	17,038,098	7,423	17,045,521
4 衛 生 費		58,369,588	329,446	58,699,034
	1 保健衛生費	26,228,014	347,639	26,575,653
	2 清 掃 費	21,843,747	2,065	21,845,812
	3 環境対策費	3,316,353	△20,258	3,296,095
8 土 木 費		76,600,672	△10,682,610	65,918,062
	2 道路橋りょう費	26,101,752	△3,894,872	22,206,880
	4 都市計画費	26,650,485	△5,484,751	21,165,734
	5 市街地再開発事業費	650,946	△197,000	453,946
	6 土地区画整理費	10,517,140	△1,105,987	9,411,153
10 教 育 費		120,154,453	11,516	120,165,969
	1 教育総務費	15,408,217	10,000	15,418,217
	6 社会教育費	7,424,767	1,516	7,426,283
歳　出　合　計		717,298,275	9,376,918	726,675,193

第２表

継　続　費　補　正

追　加　　（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
２ 総務費	１ 総務管理費	片柳コミュニティセンター予防保全事業	1,273,800	８	272,957
				９	1,000,843
３ 民生費	２ 障害者福祉費	やまぶき移転再整備事業	662,299	８	141,921
				９	520,378

第３表

繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
3　民生費	1　社会福祉費	生活困窮者自立支援事業	60
		青少年事業	30
	2　障害者福祉費	障害者支援事業（障害政策課）	4,590
	4　児童福祉費	子育て支援推進事業（子育て支援課）	60
		放課後児童健全育成事業	1,920
		特定教育・保育施設等運営事業（保育施設支援課）	240
		認可外保育施設運営事業	3,510
		子ども家庭総合センター管理運営事業	90
		社会的養育推進事業	840
4　衛生費	2　清掃費	廃棄物処理対策事業（廃棄物対策課）	32,857
9　消防費	1　消防費	消防装備等整備事業	232,100

第４表

債　務　負　担　行　為　補　正

追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
さいたま国際芸術祭開催事業	令和８年度から 令和９年度まで	517,481
個人市民税システム改修業務（令和８年度税制改正対応）	令和８年度から 令和９年度まで	15,606
一般廃棄物（不燃物等）収集運搬業務（追加分）	令和８年度から 令和１２年度まで	168,088
桜環境センター運営管理事業（追加分その５）	令和８年度から 令和１１年度まで	43,408
見沼環境センター運営管理事業（リサイクルＯ事業）（追加分その３）	令和８年度から 令和２１年度まで	246,329

第５表

地　方　債　補　正

変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自治振興事業	290,400	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	536,000	（補正前に同じ。）		
生活文化施設整備事業	3,057,200				3,080,900			
障害者福祉施設整備事業	60,900				188,600			
道路維持事業	4,780,400				4,681,700			
道路新設改良事業	5,937,800				3,782,500			
橋りょう維持事業	1,871,900				1,749,100			
交通安全施設整備事業	2,834,500				2,509,000			

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市整備事業	2,997,100	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	1,450,100	（補正前に同じ。）		
街路整備事業	5,524,900				4,989,500			
公園整備事業	2,136,900				1,876,500			
緑化推進事業	10,600				13,000			
市街地再開発事業	359,900				283,400			
土地区画整理事業	1,278,800				767,500			

議案第１４５号

令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８１３，３６１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０７，２０６，２８１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

別　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰 入 金		7,762,143	219	7,762,362
	2 基金繰入金	1	219	220
6 繰 越 金		1	813,142	813,143
	1 繰 越 金	1	813,142	813,143
歳　　入　　合　　計		106,392,920	813,361	107,206,281

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国民健康保険事業費納付金		32,444,699	△33,400	32,411,299
	1 医療給付費分	21,528,620	△110,259	21,418,361
	2 後期高齢者支援金等分	7,584,798	△20,923	7,563,875
	3 介護納付金分	2,650,198	7,710	2,657,908
	4 子ども・子育て支援金分	681,083	90,072	771,155
5 基金積立金		4,712	846,542	851,254
	1 基金積立金	4,712	846,542	851,254
6 諸支出金		171,102	219	171,321
	1 償還金及び還付加算金	171,101	219	171,320
歳　　出　　合　　計		106,392,920	813,361	107,206,281

議案第１４６号

令和８年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，４３６，００６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１３，９８４，００６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

別　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 国庫支出金		23,131,139	92,383	23,223,522
	2 国庫補助金	4,823,272	92,383	4,915,655
6 繰 入 金		18,039,479	1,145,486	19,184,965
	2 基金繰入金	1,048,558	1,145,486	2,194,044
7 繰 越 金		1	2,198,137	2,198,138
	1 繰 越 金	1	2,198,137	2,198,138
歳　　入　　合　　計		110,548,000	3,436,006	113,984,006

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 基金積立金		83,795	2,200,864	2,284,659
	1 基金積立金	83,795	2,200,864	2,284,659
6 諸支出金		39,023	1,235,142	1,274,165
	1 償還金及び還付加算金	39,022	1,145,486	1,184,508
	3 繰 出 金	0	89,656	89,656
歳　　出　　合　　計		110,548,000	3,436,006	113,984,006

議案第１４７号

令和８年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業
特　別　会　計　補　正　予　算（第１号）

令和８年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９５，１８７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５９７，８１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 国庫支出金		113,750	△84,160	29,590
	1 国庫補助金	113,750	△84,160	29,590
5 繰 入 金		507,958	△13,027	494,931
	1 一般会計繰入金	507,958	△13,027	494,931
8 市　　債		159,900	△98,000	61,900
	1 市　　債	159,900	△98,000	61,900
歳　　入　　合　　計		793,000	△195,187	597,813

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 事 業 費		574,360	△195,187	379,173
	1 事 業 費	574,360	△195,187	379,173
歳　　出　　合　　計		793,000	△195,187	597,813

議案第１４８号

令和８年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特　別　会　計　補　正　予　算（第１号）

令和８年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５，６００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７２，４００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 国庫支出金		17,300	△12,800	4,500
	1 国庫補助金	17,300	△12,800	4,500
4 繰 入 金		454,928	△1,400	453,528
	1 一般会計繰入金	454,928	△1,400	453,528
7 市　　債		25,000	△11,400	13,600
	1 市　　債	25,000	△11,400	13,600
歳　　入　　合　　計		498,000	△25,600	472,400

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 事 業 費		378,857	△25,600	353,257
	1 事 業 費	378,857	△25,600	353,257
歳　　出　　合　　計		498,000	△25,600	472,400

議案第１４９号

令和８年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４５，０００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０１，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年９月２日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		35,500	△22,500	13,000
	1 国庫補助金	35,500	△22,500	13,000
6 繰 入 金		360,575	△3,200	357,375
	1 一般会計繰入金	360,575	△3,200	357,375
9 市　　債		49,000	△19,300	29,700
	1 市　　債	49,000	△19,300	29,700
歳　　入　　合　　計		446,000	△45,000	401,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 事 業 費		267,034	△45,000	222,034
	1 事 業 費	267,034	△45,000	222,034
歳　　出　　合　　計		446,000	△45,000	401,000

議案第１５０号

令和８年度さいたま市病院事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和８年度さいたま市病院事業会計予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位　千円）

事項	期間	限度額
市立病院中期経営計画策定等支援業務	令和８年度から 令和９年度まで	49,500

令和８年９月２日提出

さいたま市長　　清　水　勇　人

議案第１５１号

令和８年度さいたま市下水道事業会計補正予算（ 第２号 ）

（総　則）

第１条　令和８年度さいたま市下水道事業会計の補正予算（ 第２号 ）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度さいたま市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中修繕費244,800千円の財源に充てるため、企業債244,800千円を借り入れる。

支　　出

（単位　千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　　下水道事業費用	26,472,992	244,800	26,717,792
第１項　　営業費用	24,139,606	244,800	24,384,406

（継続費）

第３条　継続費を次のとおり改める。

（単位　千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
１　資本的支出	１　建設改良費	新川雨水８号幹線整備事業	8,848,000	８	20,000	10,592,000	８	20,000
				９	2,000,000		９	1,395,000
				１０	2,000,000		１０	2,434,000
				１１	2,000,000		１１	2,969,000
				１２	2,000,000		１２	2,807,000
				１３	828,000		１３	967,000
１　資本的支出	１　建設改良費	東岩槻第３雨水幹線整備事業	5,000,000	８	20,000	6,852,400	８	20,000
				９	1,380,000		９	1,098,600
				１０	3,000,000		１０	3,884,800
				１１	600,000		１１	1,849,000

（企業債）

第４条　予算第７条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

（起債の目的）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
公共下水道事業	9,303,500千円	244,800千円	9,548,300千円
合計	11,109,600千円	244,800千円	11,354,400千円

令和８年９月２日　提出

さいたま市長　　清　水　勇　人

議案第１７７号

令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，３９４，９１９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２５，２８０，２７４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年１０月１５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
18 国庫支出金		145,193,856	△2,292	145,191,564
	2 国庫補助金	18,815,858	△2,292	18,813,566
22 繰 入 金		31,188,128	△347,927	30,840,201
	1 基金繰入金	31,098,472	△347,927	30,750,545
24 諸 収 入		34,885,904	△200	34,885,704
	6 雑　　入	4,545,447	△200	4,545,247
25 市　　債		48,851,200	△1,044,500	47,806,700
	1 市　　債	48,851,200	△1,044,500	47,806,700
歳　　入　　合　　計		726,675,193	△1,394,919	725,280,274

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 教 育 費		120,165,969	△1,394,919	118,771,050
	2 小学校費	51,515,482	△1,394,919	50,120,563
歳　　出　　合　　計		726,675,193	△1,394,919	725,280,274

議案第１７８号

令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８，７５３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０７，２５５，０３４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１０月１５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

別　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰 入 金		7,762,362	48,753	7,811,115
	2 基金繰入金	220	48,753	48,973
歳　　入　　合　　計		107,206,281	48,753	107,255,034

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 諸支出金		171,321	48,753	220,074
	1 償還金及び還付加算金	171,320	48,753	220,073
歳　　出　　合　　計		107,206,281	48,753	107,255,034